（グループ応募用）

**グループ協定書**

【　　　　　】、【　　　　　】、【　　　　　】、【　　　　　】及び【　　　　　】（以下、総称して「当グループ」といい、当グループに所属する個別の事業者を「構成員」という。）は、以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

第１条　当グループは、ＪＲ北広島駅西口周辺エリアの活性化に関する事業（以下、「本事業」という。）について、北広島市と協働してまちづくりを推進する民間事業者（以下、「パートナー企業」という。）として、共同連帯して事業を実施することを目的とする。

（名称）

第２条　当グループは、　　　　　　　　　　　グループと称する。

（事務所の所在地）

第３条　当グループは、事務所を　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当グループは、　　　　年　　月　　日に成立し、北広島市と締結する本事業に係るパートナー協定（以下、「パートナー協定」という。）の期間終了までは解散することができない。

２　当グループが本事業に係るパートナー企業の公募において優先交渉権者として選定されなかったときは、当グループは、前項の規定にかかわらず、他者が北広島市との間でパートナー協定を締結した日に解散するものとする。

（構成員の名称）

第５条　当グループの構成員は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 名称 |  |
| 名称 |  |
| 名称 |  |
| 名称 |  |

（代表者の名称）

第６条　当グループは、　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当グル－プの代表者は、当グループを代表して行うことを名義上明らかにした上で、次に掲げる行為を行う権限を有するものとする。

（１）本事業に係るパートナー企業の公募に係る一切の件

（２）北広島市とのパートナー協定の締結に係る一切の件

（３）北広島市とのパートナー協定に基づく、協議、報告、通知その他の行為

（事業分担）

第８条　各構成員は、別途定める事業分担により責任をもって事業を実施するとともに、相互に支援・協力をするものとする。

（運営委員会）

第９条　当グループは、全構成員によって構成される運営委員会を設置し（委員長は代表者とする。）、パートナー企業としての事業に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、パートナー協定の履行について連帯してその責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１１条　この協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（事業の途中における構成員の脱退）

第１２条　各構成員は、全構成員の承認（但し、本事業に係る「パートナー企業募集要項」所定の企画提案書の提出後においては、これに加え北広島市の承認）がなければ、パートナー協定の期間終了日までは脱退することができない。

２　構成員のうち事業の実施途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担事業を履行するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び北広島市の承認を得て、新たな構成員を当グループに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して脱退した構成員の分担事業を完了するものとする。

（事業の途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１３条　構成員のうちいずれかが本事業の実施の途中において破産し、又は解散した場合においては、第１２条第２項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第１４条　当グループは、代表者を変更することはできない。

（協定書に定めのない事項）

第１５条　この協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　上記のとおり　　　　　　　　グループ協定を締結したので、その証拠として、この協定書正本（　）部及び副本（　）通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については各構成員各自が所持し、副本については「駅西口周辺エリア活性化事業に係るパートナー企業の公募」への応募参加申込のため北広島市長に提出する。

　　令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| グループの名称 | | グループ |
| 代表者 | 所　 在 　地  商号又は名称  代表者職氏名 | ㊞ |
| 構成員 | 所　 在 　地  商号又は名称  代表者職氏名 | ㊞ |
| 構成員 | 所　 在 　地  商号又は名称  代表者職氏名 | ㊞ |
| 構成員 | 所　 在 　地  商号又は名称  代表者職氏名 | ㊞ |
| 構成員 | 所　 在 　地  商号又は名称  代表者職氏名 | ㊞ |

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 分担業務 | 担当構成員 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |